

『帝京大学宇都宮キャンパス研究年報人文編』編集規定

1. 『帝京大学宇都宮キャンパス研究年報人文編』（以下「本誌」という）は、帝京大学宇都宮キャンパスに所属する教職員の研究成果（論文・研究報告・書評など）を収録する刊行物である。
2. 本誌への投稿は、筆者または連名筆者のうち少なくとも一人が、帝京大学宇都宮キャンパスに在籍している者、または過去に在籍していた者であることを要件とする。この要件を欠く場合でも、編集委員会が特別に掲載を認めることがある。
3. 本誌に投稿できる研究論文は、原則として未公開のものとする。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、または投稿中の論文は原則として投稿できない。ただし、学会発表抄録や研究指定校としての報告書、科学研究助成費報告書等はその限りではない。部分的な改稿や翻訳などについては、編集委員会が認めた場合に限り投稿を受け付ける。
4. 研究倫理に反する行為（盗用、剽窃、捏造、改ざん等）、または社会通念上不適切と認められる内容・表現を含むものは、掲載を認めない。
5. 投稿論文は、本誌の執筆規程に準拠したものに限る。
6. 論文掲載料は原則として徴収しない。ただし、別刷り作成など、特に費用を要する場合には、著者に応分の負担を求めることがある。
7. 投稿論文の掲載の可否は、査読を経て編集委員会が決定する。
8. 掲載された論文の著作権は本学に帰属する。ただし、著者は自己の著作に当該論文を収録・再録する場合、その旨を編集委員会に届け出ることによって許諾を受けたものとみなす。また、本誌への投稿・掲載をもって、著者は著作権のうち「複製権」（著作権法第21条）および「公衆送信権」（同第23条）の行使を本編集委員会に許諾したものであるとする。
9. 掲載された論文は、著者自身が業績として自己のウェブサイトや研究者データベース、大学リポジトリ等で公開することができる。ただし、その際には出典として本誌に掲載された論文であることを明記するものとする。
10. 本規程の改正は、本誌編集委員会の議を経て、リベラルアーツセンター会議の承認を得るものとする。

2025年11月1日 制定